

【入善町】住宅の取得・改良に対する支援制度

担 当 課	制 度 名	助 成 条 件 等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
住まい・まちづくり課	木造住宅耐震改修等支援事業	①木造の一戸建て、階数が2以下のもの。 ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの。 ③在来軸組工法によるもの。	改修工事費の4/5（限度額100万円） 改修設計費の2/3（限度額20万円）	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/mac_hizukuri/sumai/4/1/1863.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	民間宅地開発事業補助金	町が認定した団地に居住目的で宅地を購入し、入居した者であること。 ※ 地方税の滞納がない世帯	20万円 ※世帯全員が町外者である場合は50万円を加算 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/mac_hizukuri/sumai/1855.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	住まい・まちづくり推進事業（空き家バンク活用促進事業）	【持ち主】 ①空き家バンクに登録した空き家において、賃貸借契約が成立し居住を開始後一年を経過 ②空き家バンクに登録した空き家において、住宅の売買契約が成立し居住を開始 ③空き家バンクに登録した宅地において、宅地の売買契約が成立し居住を開始 ④空き家バンクに宅地を登録する条件で、町が認定した老朽した危険家屋を解体し、宅地を空き家バンクに登録 【借り手・買い手】 ⑤空き家バンクに登録された空き家を賃借した者が、居住に必要な住宅改修等を実施 ⑥空き家バンクに登録された空き家を購入し、居住を開始 ⑦空き家バンクに登録された宅地を購入し、居住を開始 ※ 地方税の滞納がない世帯	【持ち主】 ①一年間の家賃の1/2以内（限度額5万円） ②売価の1/2以内（限度額10万円） ③売価の1/2以内（限度額5万円） ④解体費用の1/3以内（限度額60万円、または100万円） 【借り手・売り手】 ⑤改修費用の1/2以内（限度額30万円） ※町外者は限度額40万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算 ⑥取得価格の1/2以内（限度額40万円） ※町外者は限度額60万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算 ※改修する場合は50万円を加算 ⑦取得価格の1/2以内（限度額20万円） ※町外者は限度額50万円 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/mac_hizukuri/sumai/1/1857.html	0765-72-3841
住まい・まちづくり課	住まい・まちづくり推進事業（安心定住促進事業）	【住宅取得支援補助】 ①町外者もしくは現在、賃貸物件に居住する町内者の住宅を新築または購入 【同居住宅支援補助】 ②2親等以内の者が居住する住宅に新たに同居するために必要な住宅の建築 【近居住宅支援補助】 ③1親等以内の者が居住する同一行政区に新たに住宅を新築または購入 ※ 地方税の滞納がない世帯	建築費用の1/2以内（限度額20万円） ※②同居住宅や③近居住宅は上記の額に20万円を加算 ※町外転入者は上記の額に20万円を加算 ※中学3年生以下の子どもを養育する世帯には上記の額に10万円を加算 ※里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯には上記の額に50万円を加算	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/mac_hizukuri/sumai/1854.html	0765-72-3841
保険福祉課	高齢者住宅改善支援事業	①介護保険法に基づく要介護者及び要支援者がいる、所得税非課税世帯。 ②介護認定を受けていない65歳以上の方がいる、所得税非課税世帯。	①対象工事費（90万円限度）の2/3 ②対象工事費（45万円限度）の2/3	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/2/3/385.html	0765-72-1845
保険福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	在宅の重度障がい者の既存の住宅を改善する場合 ①身体障害者手帳1,2級を所持する肢体不自由者もしくは視覚障がい者 ②内部障がい有する者で補装具の車椅子の交付を受けているもの ③療育手帳Aを所持するもの ただし、所得制限有	①所得税非課税世帯：90万円以内 ②所得税課税世帯：60万円以内	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/3/3/4/4308.html	0765-72-1841
保険福祉課	日常生活用具給付事業	対象 ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する障害者等であって障害程度等級3級以上の者。 ・難病患者等と認められる者であって下肢又は体幹機能に障害のある者 ※ 地方税の滞納がないこと	20万円以内（課税世帯：自己負担1割、非課税世帯：自己負担なし）	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/kenko_fukushi/fukushi/3/3/3414.html	0765-72-1841
結婚・子育て応援課	新婚世帯住居費等支援事業	下記の要件を満たす新婚世帯の、賃貸住宅への入居費、住宅の取得費等、引越費用に補助 ①婚姻届を提出、受理された夫婦 ②合計年齢100歳以下の夫婦（婚姻日現在） ③入善町に住民登録し、2年以上定住する意思のある夫婦 ④町税の滞納がない世帯 ※12か月以内に、(1)婚姻届の提出・受理、(2)入善町への住民登録、(3)住宅の賃貸借や取得に係る契約の締結と入居費や引越費用などの支払いが完了していること	補助上限額 60万円	https://www.town.nyuze.n.toyama.jp/gyosei/soshiki/kekkon_kosodate/2/2/755.html	0765-72-1853